

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第五編 農家の状態と農民の生活

第二章 農民の栄養状態

第五節 農家経済バランス

本年度の農家経済収支のバランスを次にみよう。農業粗収益から農業経営費を差引いた農業所得は一九万八三七一円で、農業外収入(事業収入、労賃俸給収入等)から農業以外の支出を差引いた農外所得は一〇万二五二六円である。農業所得と農外所得の両者は農家所得を構成するが、この金額は三〇万〇八九七円となる。この農家所得より租税公課諸負担二万四八七四円を差引いた税引所得は二七万六〇二三円で、これに被贈扶助等の収入二万四九七七円をプラスしたいわゆる可処分所得は三〇万一〇〇〇円である。

これに対し家族家計費は二八万〇九二八円であるから、農家経済余剰は二万〇〇七二円である。さらに固定資産造成分の評価額(固定資産を造成または大修理したばあいの家族労働見積額)一六六六円、資産処分差利益(資産の価格変動に基く差利益)六七八一円、資産分割による受贈二三八円を加算し、他方資産処分差損失(資産価格変動に基く差損失)一四五〇円、固定資産の焼失、流出、死亡等による偶発損失一一四五円および資産分割による贈与一三七〇円等を控除して差引純余剰を計算すると、二万四七九二円となる(第222表参照)。右の農家経済純余剰は、第一節で観察した農家財産の純増加分に一致するものである。

なお最後に注意しておかねばならぬことは、この調査の対象となっている農家が全体としてわが国の中位的な農家より、経営条件、生活条件のいくらか優れた農家である、ということである。すなわち経営耕地面積は九反二畝、これに山林九反二畝を持つ農家であり、その農家経済バランスが、右の調査結果となって表示されているのである。全府県平均七反前後の耕地を経営する農家、しかも平坦地帯の山林原野を持たぬ農家の経済収支バランスはこれより劣悪なことを忘れてはならぬ。官庁統計と、農民の生活感覚が合致しないという批評は、このように調査対象が、中位以上の調査対象を選んでいるという事実にもとづく所が多分にあることは、改めていうまでもない。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

